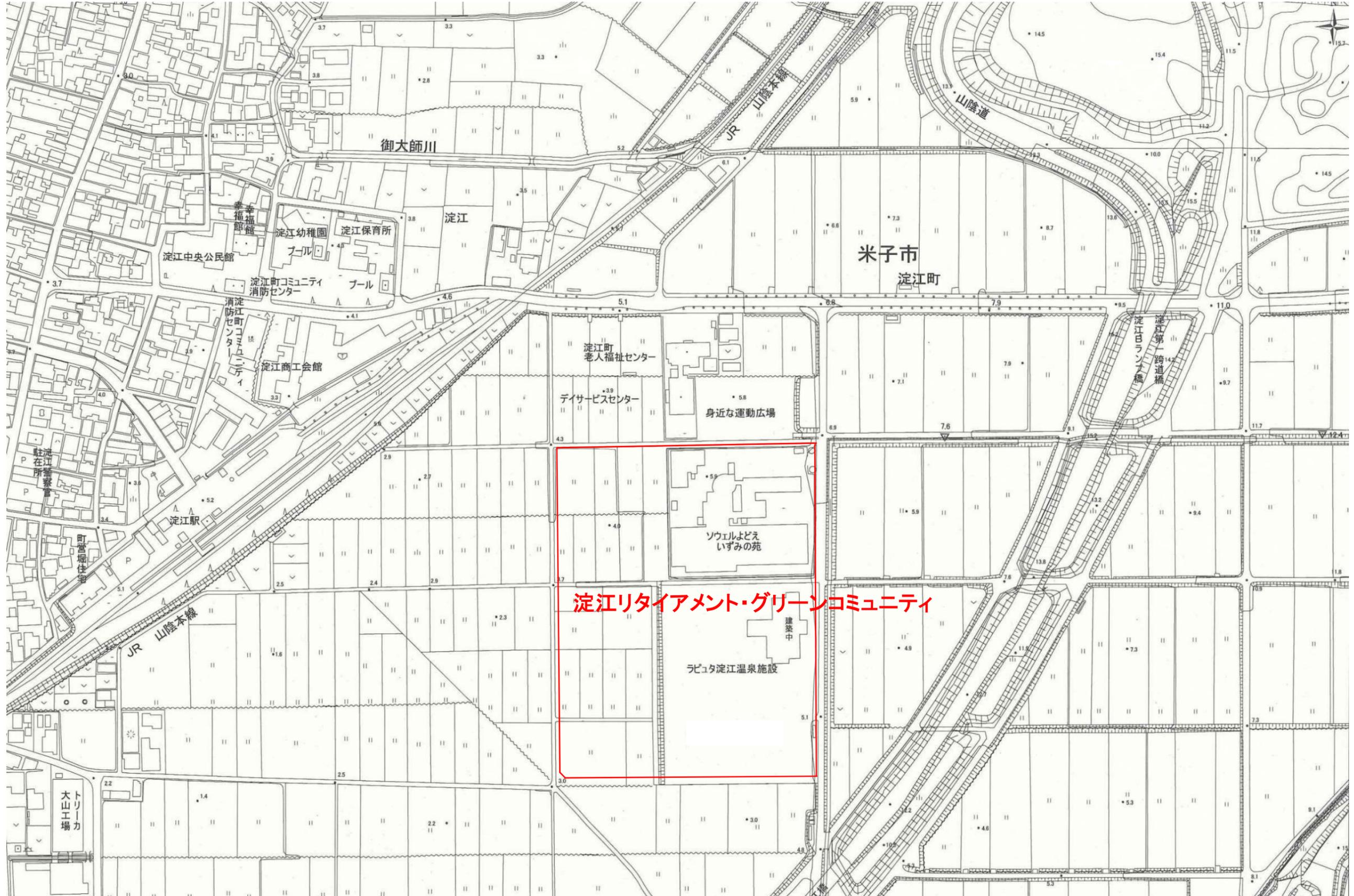


淀江都市計画一団地の住宅施設の変更

計画図



淀江リタイアメント・グリーンコミュニティ

都市計画の策定の経緯

事 項	時 期	備 考
住民説明会	令和1年12月6日	外17回開催
覚書締結	令和2年5月27日	
鳥取県知事協議	令和2年6月1日	
計画案の縦覧	令和2年6月8日から 令和2年6月22日まで	
米子市都市計画審議会	令和2年6月29日	
決定告示	令和2年7月（予定）	

淀江都市計画一団地の住宅施設の変更
(変更前)

名称	淀江リタイアメント・グリーンコミュニティ			
位置	淀江町大字淀江字楚利田、字莊境、字亀尻、大字福岡字壺町田、字寺田、字倉常			
面積	約4.8ha うちケア付住宅区域 約1.3ha うち医療・福祉区域 約2.0ha うち温浴施設区域 約1.5ha			
建築物の(密度)の限界	区域	建ぺい率	容積率	備考
	ケア付住宅区域	60%	200%	
	医療・福祉区域	70%	400%	
	温浴施設区域	60%	200%	
住予定宅戸の数	高層	-		
	中層	約40戸		
	低層	約84戸		
	計	約124戸		
配	公共施設	道路	住区内の区画道路の幅員は6m以上とし、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全に支障が生じないよう配置する。	
		公園	居住者の休憩、観賞、散歩、遊戯及び運動の利用に配慮し、配置する。	
置	公益的施設	特別養護老人ホーム	日常生活が困難で介護の必要になった高齢者のための施設として、医療・福祉区域に配置する。	
		ケアハウス	独立して日常生活を続けることに不安を感じるようになった高齢者のための施設として、医療・福祉区域に配置する。	
		診療所	医療行為が必要な高齢者のための施設として、ケア付住宅区域に配置する。	
		グループホーム	入浴、食事、リハビリ等、日常のケアが必要な高齢者のための施設として、医療・福祉区域に配置する。	
		温浴施設 温泉水製造施設	憩いの施設として、温浴施設区域に配置する。 介護予防事業として、温浴施設区域に配置する。	
		集会所	居住者の利便性に配慮し、ケア付住宅区域に配置する。	
針	住宅	中層の高齢者専用賃貸住宅と低層の共同住宅をケア付住宅区域に配置する。		

「区域は計画図表示のとおり」

淀江都市計画一団地の住宅施設の変更
(変更後)

都市計画一団地の住宅施設を次のように変更する。

名称	淀江リタイアメント・グリーンコミュニティ			
位置	淀江町淀江字楚利田、字莊境、字亀尻、福岡字壺町田、字寺田、字倉常			
面積	約4.8ha うちケア付住宅区域 約1.1ha うち医療・福祉区域 約1.8ha うち温浴施設区域 約1.0ha うち児童保育区域 約0.5ha うち道路・公園 約0.4ha			
建築物の(密度)の限界	区域	建ぺい率	容積率	備考
	ケア付住宅区域	60%	200%	
	医療・福祉区域	70%	400%	
	温浴施設区域 児童保育区域	60%	200%	
住予定宅戸の数	高層	-		
	中層	約40戸		
	低層	約80戸		
	計	約120戸		
配	公共施設	道路	住区内の区画道路の幅員は6m以上とし、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全に支障が生じないよう配置する。	
		公園	居住者の休憩、観賞、散歩、遊戯及び運動の利用に配慮し、配置する。	
置	公益的施設	特別養護老人ホーム ユニット型特養	日常生活が困難で介護の必要になった高齢者のための施設として、医療・福祉区域に配置する。	
		事業所内保育所	団地内施設の職員の子や地域の三歳未満の幼児を保育するための施設として、医療・福祉区域に配置する。	
		ケアハウス	独立して日常生活を続けることに不安を感じるようになった高齢者のための施設として、医療・福祉区域に配置する。	
		グループホーム	入浴、食事、リハビリ等、日常のケアが必要な高齢者のための施設として、医療・福祉区域に配置する。	
		健康増進センター コミュニティセンター	地域住民の健康増進・集いの施設として、医療・福祉区域に配置する。	
		温浴施設 温泉水採水施設	憩いの施設として、温浴施設区域に配置する。 介護予防事業として、温浴施設区域に配置する。	
		保育園 (認定こども園)	小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の提供を行う施設として、児童保育区域に配置する。	
		共同住宅	中層の高齢者専用賃貸住宅と低層の共同住宅をケア付住宅区域に配置する。	
針	住宅	動物共存施設	高齢者及び地域住民と動物との共生による心のケアのための施設として、ケア付き住宅区域に配置する。	

「区域は計画図表示のとおり」

(変更理由)

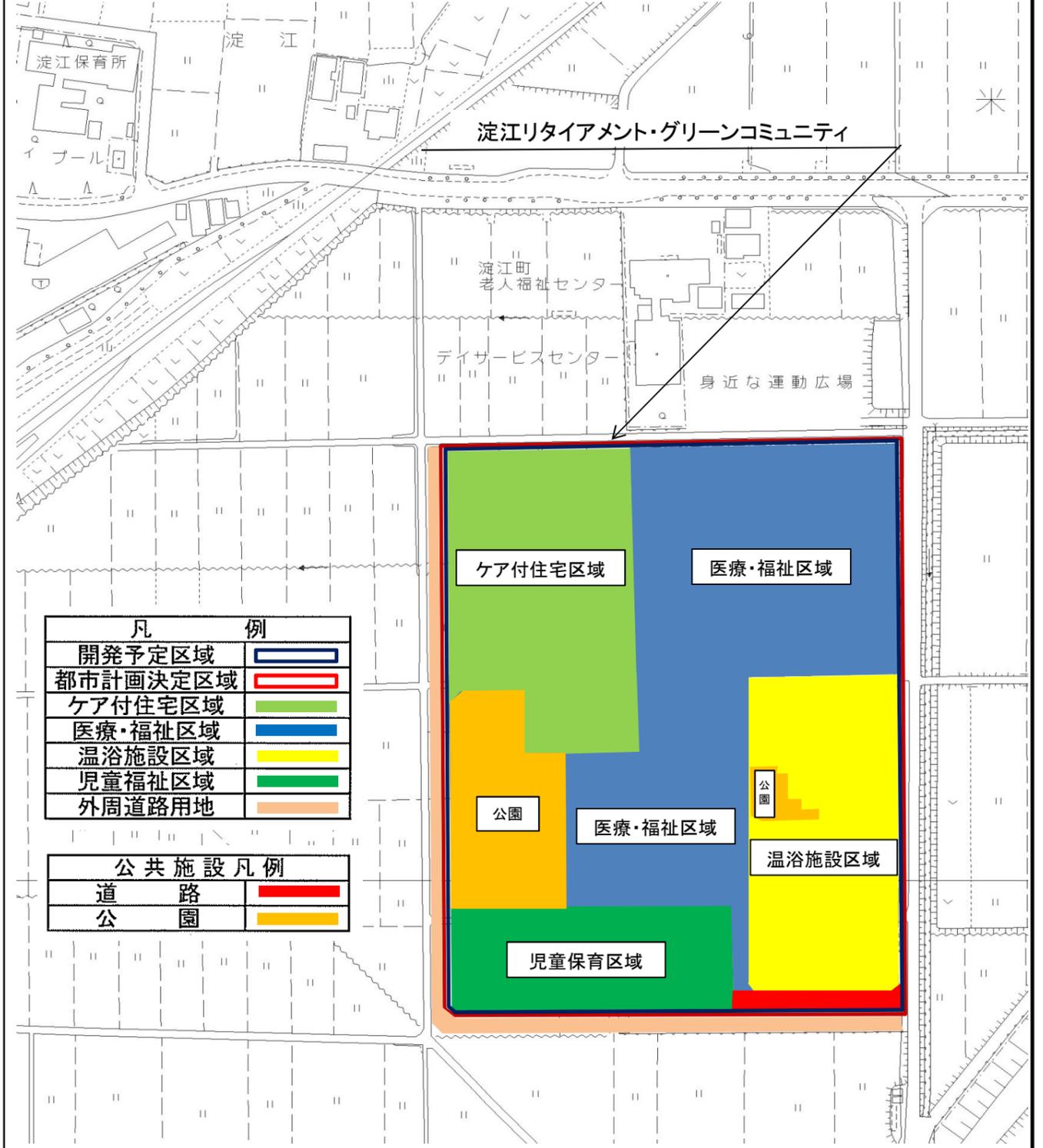
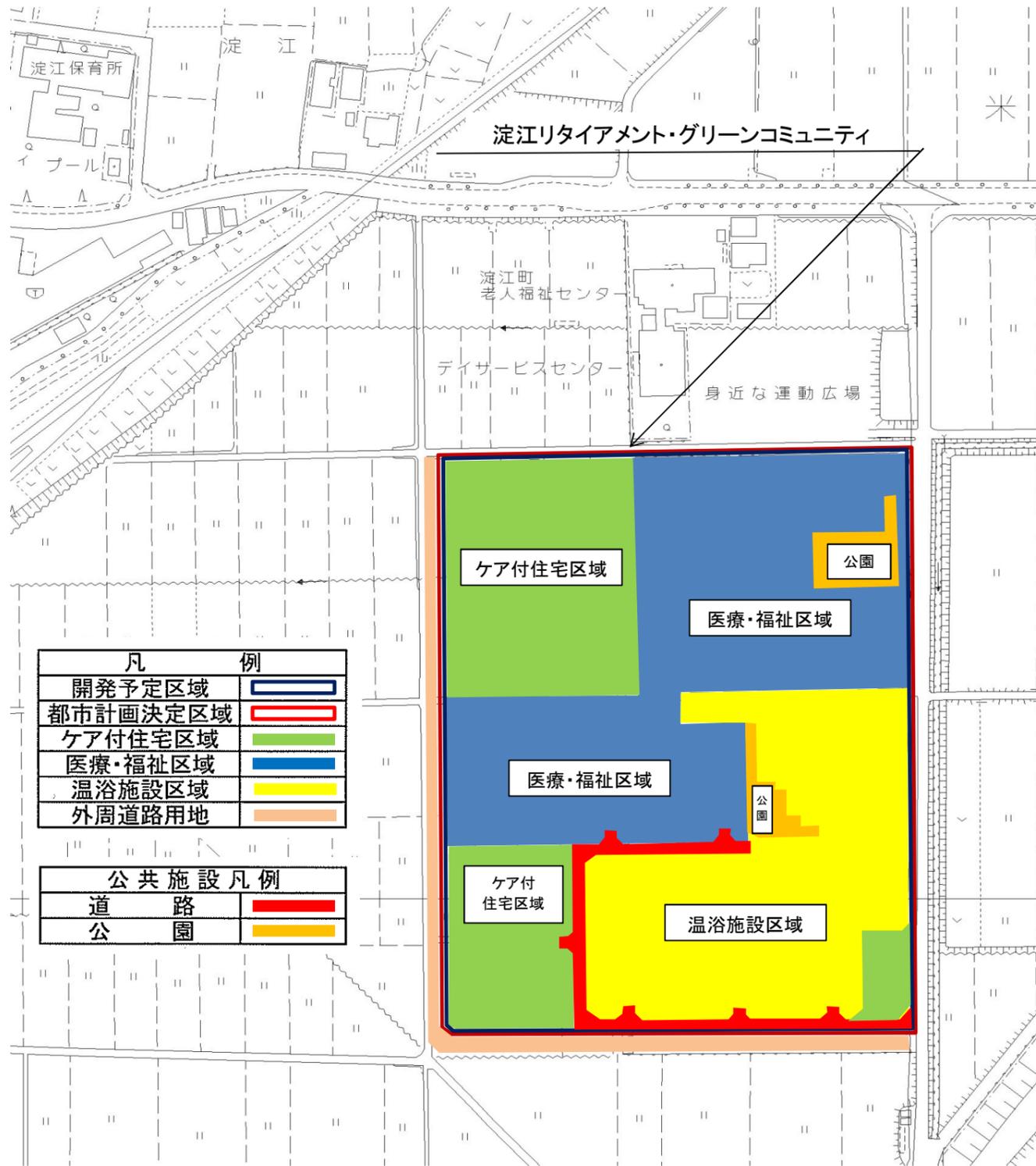
地域共生社会の実現に向け、地域福祉に幅広く対応すべく、高齢者及び地域住民の健康増進、集いの施設を設置するとともに、動物愛護思想が高まる中、動物との共生を推進することによる心のケアを目的とした施設を設置しようとするもの。

子どものより良い保育環境を整備するため、地域の子育て支援拠点としての役割を担う機能や支援が必要な子どもへの対応に必要な機能を整えるため、児童保育区域を配置しようとするもの。

変更対照図

(変更前)

(変更後)



淀江リタイアメント・グリーンコミュニティ

現況写真（平成28年）

